

令和5年度
東京都薬物乱用対策推進本部
本部会
会議録

令和6年2月16日
東京都保健医療局

(午前 11時00分 開会)

○早乙女食品医薬品安全担当部長 定刻になりましたので、ただいまから、令和5年度東京都薬物乱用対策推進本部本部会を開催いたします。

私は、保健医療局食品医薬品安全担当部長の早乙女でございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。以降、着座にて失礼いたします。

この本部会は公開で実施をいたしますので、あらかじめご了承くださいませよう、お願いいたします。

続きまして、お配りをしております出席者名簿をご覧ください。次第を1枚めくっていただきますと、出席者名簿をおつけしております。到着が若干遅れている本部員もおりますが、本来であれば出席者の皆様を紹介するところではございますが、会議の時間の都合もありますので、この名簿をもってご紹介に代えさせていただきます。

それでは開会に当たりまして、本部長の黒沼副知事より、ご挨拶を申し上げます。

○黒沼副知事 皆様、おはようございます。本部長の黒沼でございます。本部員の皆様には、日頃から薬物乱用対策の推進にご尽力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

東京都薬物乱用対策推進本部では、平成30年度に改定をいたしました東京都薬物乱用対策推進計画に基づきまして、関係機関が連携をして「啓発活動の拡大と充実」「指導・取締りの強化」そして「薬物問題を抱える人への支援」この三つの柱のもと、様々な対策を講じてまいりました。その結果、平成30年以降、都内の覚醒剤事犯の検挙人員が大幅に減少するなど、一定の成果を上げてきてございます。

一方で、都内の大麻事犯の検挙人員は増加傾向にございまして、その約7割を30歳未満が占めるなど、若い世代の大麻乱用の拡大が深刻な問題となっております。また昨今、若い世代の市販薬のいわゆるオーバードーズが社会問題となっており、大麻等の違法薬物とは異なる対策が必要な状況となっております。

本日は薬物乱用によるこうした情勢を踏まえまして、さらなる対策の強化に取り組むため、令和6年度からの次期計画(案)について協議をいたします。非常に限られた時間ではございますが、本部員の皆様にはそれぞれの専門性のお立場からのご検討を、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○早乙女食品医薬品安全担当部長 ありがとうございます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。資料は出席者名簿、本部員名簿、そして議題資料といたしまして、資料1、令和5年度改定(案)の概要。資料2、令和5年度改定(案)。資料3、意見募集の結果について(案)。参考資料1、平成30年度改定計画をご用意しております。お手元、不足はございませんでしょうか。

また、説明に併せまして、お手元のタブレットのほうにも資料を映させていただきますので、併せてご利用いただければと思います。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、本部長、どうぞよろしく願いいたします。

○黒沼副知事 それでは議事を進めさせていただきます。着座にて失礼いたします。ご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、東京都薬物乱用対策推進計画（令和5年度改定）（案）について、事務局から説明をお願いします。

○梅沢麻薬・医薬品安全対策専門課長 麻薬・医薬品安全対策専門課長の梅沢でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

東京都薬物乱用対策推進計画（令和5年度改定）（案）につきまして、資料1が計画案の概要、資料2が計画案の全文になります。

資料1の1ページ目をご覧ください。本計画の位置づけについてですが、東京都では、副知事を本部長とする都や国の関係機関で構成する東京都薬物乱用対策推進本部を設置し、5年ごとに東京都薬物乱用対策推進計画を策定しております。本計画は、ここにお集まりの都や国の関係機関が実施する薬物乱用対策の基本的な方向性を示すものであり、都は大規模な経済活動拠点、国際都市のため、薬物乱用や犯罪が広がりやすいというリスクがあることを踏まえ、平成20年度に策定いたしました。令和5年度改定計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間となります。

計画改定の基本的な考え方としましては、従来から薬物乱用対策の三つの柱としている「柱1：啓発活動の拡大と充実」「柱2：指導・取締りの強化」「柱3：薬物問題を抱える人への支援」を継承しつつ、昨今の薬物情勢や国の取組の方向性等を踏まえ、内容を充実させたものとしております。

計画改定のポイントですが、1点目は、大麻乱用対策の充実でございます。インターネットやSNS等を通じ、大麻に有害性はないなどと、不正確な情報が拡散していることが一因となり、都内大麻事犯の検挙人員のうち、約7割を30歳未満が占めるなど、若い世代を中心に大麻乱用が拡大しています。そのため、若年層に対する効果的な大麻乱用防止啓発を強化してまいります。

2点目は、市販薬乱用対策の充実です。近年、若い世代の間で市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）の広がりが懸念されており、国の研究班による全国の精神科医療施設を対象とした調査におきましても、若い世代を中心に市販薬の乱用が拡大していることが明らかになりました。また、その背景には、当事者の様々な悩みや生きづらさがあると指摘されております。そのため、そうした当事者の心情にも配慮しながら、医薬品の適正使用、市販薬の乱用防止啓発を推進してまいります。また、市販薬を販売する薬局、ドラッグストア等に対して、販売ルールの周知徹底を行い、適正販売に関する監視指導を強化してまいります。

3点目は、密輸・密売手法の巧妙化への対応です。違法薬物は海外から密輸されたものも多く、賃貸物件の空き部屋を宛先とし、住人になりすまし、受け取ろうとする事

案が頻発するなど、その手法は巧妙化しております。また、秘匿性の高いメッセージアプリ、暗号資産等の通信技術の普及により、サイバー空間を悪用した密売が広がっています。そのため、国内外の関係機関の連携強化や各種捜査手法の積極的な活用により、取締機関が後手に回ることなく対応してまいります。

4点目は、再乱用防止対策の充実です。都内大麻事犯の検挙人員は、平成26年以降増加傾向を示し、また、都内で最も検挙人員が多い覚醒剤事犯の再犯者率は約5割で、高止まりを続けていることから、引き続き再乱用防止対策が重要となっています。そのため、各種薬物再乱用防止プログラムを充実させるとともに、薬物問題を抱える人からの相談体制を確保してまいります。

次に、資料1の2ページ目をご覧ください。こちらは、令和5年度改定（案）の体系図となります。薬物乱用のない社会づくりを目指し、3つの柱のもとに、9つのプラン、23のアクション、97の取組を設定しています。

令和5年度改定（案）における主だったアクションについて説明いたします。柱1では、新たにアクション2、青少年に対する医薬品の正しい使用方法等の普及啓発の推進を追加しました。また、アクション6を薬物乱用の原因・背景を踏まえた取組の推進とし、大麻等の違法薬物と市販薬では、乱用する原因や背景に違いがあることを踏まえながら、取組を推進してまいります。

柱2では、アクション10を、巧妙化する密輸・密売手法に対する取締りの強化、アクション11を、多様な捜査手法の効果的な活用とし、密輸・密売手法の巧妙化に対する取組を進めてまいります。また、新たにアクション17「濫用等のおそれのある医薬品」の取扱薬局等への販売ルールの周知・指導の実施を追加しました。

柱3では、アクション18を、多様な相談に対応できる体制の確保と連携の推進とし、薬物問題を抱える人からの相談体制の確保を図ってまいります。また、アクション22を、薬物依存症回復プログラム等への参加支援、アクション23を、再乱用防止に向けた“息の長い”支援等の充実とし、再乱用防止の取組を進めてまいります。

次に、資料1の3ページ目をご覧ください。こちらは、97の取組から、プランごとに主な取組を抜粋したものになります。二重丸は新規取組、丸は既存の取組を強化したものの、その他は継続事業となります。

柱1におきましては、プラン1の新規取組として、子供のうちから医薬品の効果、副作用、正しい使用方法等を学ぶための啓発資材の提供・普及啓発の推進。プラン2の強化する取組として、ウェブサイトによる情報発信、SNS広告、動画放映等による大麻の正しい知識の普及啓発の強化。新規取組として、医薬品の適正使用・市販薬乱用防止に関する普及啓発の推進を記載しております。

次に、柱2におきましては、プラン4の強化する取組として、国内外の関係機関の連携強化等による、巧妙化する密輸・密売手法への対応強化。サイバー捜査に特化した部門等を中心とした、サイバー空間を悪用した犯罪の取締り強化。プラン6の強化す

る取組として、国指定の「濫用等のおそれのある医薬品」を取り扱う薬局等への販売ルールの周知徹底・適正販売の指導強化を記載しております。

次に、柱3におきましては、プラン7の強化する取組として、電話・面談・チャットボット等による多様な相談支援体制の充実。プラン8の新規取組として、再乱用防止プログラムへの大麻に関する指導項目の新設による、大麻事犯者の特性に対応した処遇の充実。プラン9の強化する取組として、保護観察終了後の薬物事犯者やその家族等への“息の長い”支援の実施を記載しております。

次に、計画改定にあたり実施した意見募集の結果について説明いたします。資料3をご覧ください。

令和5年12月26日から30日間実施し、薬業関係団体、1団体からご意見をいただきました。意見の要旨としましては、昨今、違法薬物の乱用に加え、若年層を中心とした市販薬のオーバードーズに関する報道が散見され、一刻も早い対策が求められている。薬物乱用の未然防止に向け、令和5年度改定計画に基づき、着実に取組を推進されることを大いに期待しているというものでした。

令和5年度改定計画では、改定のポイントとして、市販薬乱用対策の充実を掲げております。そのため、令和5年度改定計画に基づき、若年層を対象とした普及啓発の強化、市販薬乱用防止に向けた監視指導の強化、関係機関が連携した相談体制の確保等の総合的な対策を推進していくこととお示しし、ご意見に対する都の考え方とさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

- 黒沼副知事 ありがとうございます。ただいま、計画案の全体像・概要、そして、パブリックコメントの概要についてご説明を申し上げます。この後、それぞれ専門家のお立場から補足のご説明をいただいた後で、一括してご意見等をお伺いしたいと思います。

それでは、柱の2、指導・取締りの強化に係る最近の薬物事犯の取締り状況等につきまして、警視庁組織犯罪対策部薬物銃器対策課長、高橋様、補足説明をよろしく願います。

- 高橋組織犯罪対策部薬物銃器対策課長 警視庁薬物銃器対策課長の高橋です。よろしく願います。それでは警視庁のほうから、最近の都内における違法薬物の情勢や課題等についてご説明申し上げます。

まず、令和5年中の警視庁における薬物事犯の検挙状況です。暫定値ではありますが、総検挙人員は2,270名、そのうち、覚醒剤事犯で検挙された者が993名。続いて、大麻事犯が858名、麻薬等で検挙された者が382名、指定薬物等で検挙された者は37名となっております。

覚醒剤については、近年ずっと減少傾向で、1,000人を切ったというのは、平成に入って以降はこれが初めてであります。一方で、大麻事犯は近年増加傾向にありま

して、特に30歳未満のいわゆる若年層が約7割を占めているところは皆さん、先ほども副知事のほうでおっしゃっていたとおりであります。ちなみに、当庁ではまだ若干、覚醒剤の検挙人員のほうが多いのですが、全国の検挙人員でいうと、まだ発表にはなっていないのですが、昨年とうとう、大麻の検挙人員が覚醒剤の検挙人員を超えたというふう聞いております。

ちょっと古い調査ではあるのですけれども、警察庁のほうで行った実態調査がございまして、これ令和4年の10月から11月までの間で、全国において大麻取締法違反で検挙された者911人を対象にした実態調査では、実は大麻の有害性を認識していない者の割合が8割に上ったというものもあります。要は、大麻事犯で検挙された者のうちの8割は、大麻の有害性はないというふうな、そんな間違っただけの認識をしていたということです。これはインターネットやSNS上で、大麻に有害性はないとか、依存性はない、海外では合法であるから安全であるといった誤った情報が氾濫しているという、そういう影響が大きいのではないかと考えておりまして、これらに対応した対策が急務だというふう考えております。

次に密売についてですが、SNSを入口として、そこから匿名性の高いメッセージアプリでやり取りをして、手渡しとか郵送する手口が、今や一般化しております。これまで密売といえば、暴力団とか不良外国人などが絡む、いわゆる犯罪組織が関与していたのが違法薬物の世界では通常ではあったのですけれども、こと大麻に関して言うと、近年は素人、いわゆる素人が密売に手を出すようなことも増えておりまして、本当に昨年も、普通の大学生などが末端密売人として逮捕されるというようなケースも散見されているところであります。

最後に、密輸に関して申し上げますと、年間を通じて依然として多いのですが、とりわけコロナが収まって入国制限が撤廃されて以降は、特に航空機を利用した、いわゆる運び屋による密輸も増えているところであります。

警視庁では今後も国内外の関係機関と連携をして、末端乱用者のみならず、密輸・密売事犯の徹底検挙を図るとともに、大麻をはじめとする違法薬物の有害性について、正しい知識を伝え続けることで、社会全体で薬物乱用防止の機運を一層高めていきたいというふう考えております。

以上です。

○黒沼副知事 高橋課長、ありがとうございました。最近の薬物事犯の取締り状況、特に大麻事犯の特性等も具体的にお話をいただきました。ありがとうございました。

続きまして、柱の3、薬物問題を抱える人への支援に係る薬物依存症者の現状等について、福祉局の石黒障害者医療担当部長、補足説明をお願いします。

○石黒障害者医療担当部長 福祉局障害者医療担当部長の石黒でございます。薬物問題を抱える人への支援について、補足説明させていただきます。

薬物を乱用した方やその家族の方々は、様々な悩みや不安を抱え、適切な相談を受け

られる場所、機関へのアクセスもできず、孤立して問題を抱えたまま、問題解決につながらないままの状態が続いていることが多々見られることが問題となっております。こうした方々への対応を行っていくことが必要となっております。

また近年、若い世代における市販薬、処方薬の過剰摂取が増加傾向となっておりますが、違法薬物の依存と比較して、簡単に入手することができるため、乱用に至るまでのハードルが低くなっております。

これらの問題を抱える方々への支援といたしまして、東京都では平成31年度より都立総合精神保健福祉センターを東京都依存症相談拠点に設定しております。依存症の専門相談員による相談や、本人向け回復支援プログラム、家族講座等を実施し、本人や家族の支援を行っております。また、フォーラム等による情報発信を行い、多くの方々に依存症への理解を深めていただくよう、普及啓発に取り組んでおります。

このほか、関係機関の連携が重要であることから、医療機関、保健所、区市町村等の依存症者を支援する関係機関による連携会議を開催するとともに、依存症支援者研修を実施するなどして、人材育成も進めております。

また、必要な医療につながりやすくするため、東京都では、薬物依存症専門医療機関及び治療拠点機関を選定し、公表しております。治療拠点を中心として、医療機関向け連携会議の開催や、医療従事者向け研修を通して、一般医療機関、専門医療機関の連携強化、対応力向上を図っていきます。

このほか、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療機関の受診後、または退院後の依存症患者について、自助グループ等の民間団体と連携しながら、継続的な支援を実施していきます。併せて、専門医療機関の拡充を進めるなど取組を進め、支援を必要とするときに、医療や相談などにつながりやすい体制を整えていきます。

新たな計画案につきましては、現状・課題に対応する内容となっております。薬物問題を抱える人への支援の一層の充実につながるものとなっております。

私からの補足説明は以上でございます。

○黒沼副知事 ありがとうございます。都における依存症者の現状と支援の取組、それから今後の拡充の方向性等について説明をさせていただきました。石黒部長、ありがとうございます。

続きまして、柱の3、薬物問題を抱える人への支援に係る保護観察対象者の現状等につきまして、東京保護観察所長、生駒様、補足説明をよろしくお願いいたします。

○生駒東京保護観察所長 ありがとうございます。東京保護観察所の所長をしております生駒と申します。よろしくお願いいたします。

まず、計画の取りまとめ、ありがとうございます。まず私のほうからは、薬物事犯の再犯の現状ということで、若干全国の状況をお伝えさせていただきたいと思っております。まず、再犯の状況を示す指標としましては、政府目標でも使われております出所受刑者の2年以内再入率というものがございます。今、これが年々下がってきている状況

がございます。

また、全体として下がっている中で、罪名別で見ますと、特に覚醒剤取締法違反による出所受刑者では、全体よりもさらに大きく下がっているような状況がございます。

直近5年で紹介させていただきますと、平成29年には、出所受刑者2年以内再入率が17.3%であったところ、令和3年では12.8%ということで、5ポイント近く減少をしております。これは、出所受刑者全体の再入率を覚醒剤事犯者が大きく押し下げることによって貢献しているというふうに考えておりました、一部執行猶予制度をはじめとする様々な対策が効果として顕著に表れているというふうに考えております。

そして保護観察対象者につきましては、全体傾向といたしまして、先ほど来からご紹介ある状況と酷似しております、覚醒剤の対象者につきましては若干減少をしております。直近の5年間、平成30年から令和4年までの5年間で、覚醒剤事犯者については約10%減少しております。一方で大麻事犯者につきましては、大幅に増加しております、全国では約70%増加しておりますが、東京都のほうでは約30%の増加というような状況になっております。

また、特に少年の対象者につきましては、市販薬乱用の問題を抱える対象者も少なからず見受けられるようになってきているという状況がございます。こういったことで、今回の計画でも取り上げていただいておりますけれども、2点ほど紹介させていただきたいと思っております。

現在の取組、今後の取組といたしまして、まずプラン8のほうで取り上げていただいておりますのが、大麻事犯者に対する新しいプログラムの策定ということでございます。令和5年12月1日から、大麻事犯者向けの新しいワークブックを策定いたしまして、それを用いた処遇を開始しております。使用薬物が大麻のみの者に対して適用するという形で、新しいプログラムを策定いたしました。

このワークブックの内容ですけれども、大麻に関する情報教育ということをも取り入れております。また、人格形成というところで言いますと、適切に自分自身の気持ちや考えを伝えるためのアサーション教育といったものを取り入れておりました、この情報教育とアサーション教育の2点を中心に構成をしております。

大麻事犯者につきましては、少年が約半数を占めておりました、やはりそういった少年たちが抱える生きづらさですとか、人生の過程の中で様々な困難をどう乗り越えていくかといったことを中心に、大麻に頼らず、目指すべき自分というものをどう実現していくかという、行動変容を促すような内容になっております。

次にプラン9というところで取り上げていただいておりますけれども、“息の長い”支援というところでの取組であります。現在、東京都内10か所、これは保護司会が管理運営しております更生保護サポートセンターなどなのですけれども、薬物事犯者やその家族を対象とするグループワークを実施しております。ここには保護観察の終了者も参加しております、中には終わってから1年ぐらいたってから戻ってくる人

もいます。実施主体は各地区保護司会が中心なのですが、社会福祉士会ですとか、大学の研究室が実施主体として参加していただいているところもあります。

この点につきましては今年度、東京都の保健医療局長様に依頼をさせていただきまして、幾つかの会場で麻薬中毒者相談員の方にも参加していただけるようになっております。この保護司会等の民間団体が主体となって行う薬物事犯者への支援という取組、同様の取組は、北海道旭川市でも行われておりますけれども、東京都独自の取組になっておりまして、特に麻薬中毒者相談員の方が参加していただいているということは、知る限りでは全国唯一の取組であるというふうに認識をしております。

今後、さらに多機関連携による支援の場として育てていきたいと考えておりますので、今後ともご支援いただきますように、よろしくお願いいたします。

以上です。

- 黒沼副知事 生駒所長、ありがとうございました。保護観察対象者の全国の状況、都の状況、特に大麻事犯や市販薬の乱用者の状況、さらには支援の在り方として情報教育、アサーション教育といった、さらには“息の長い”支援というお話を具体的に賜りました。ありがとうございました。

それでは、以上で計画案の概要、それからそれぞれの専門家のお立場からの補足の説明をいただきました。ここで一括してご意見、ご質問等ございましたら、承りたいと思います。どうぞ、何なりとお寄せください。この際ですので、この件に関連して情報共有ということでも結構でございます。何かございましたら、よろしゅうございますか。

(なし)

- 黒沼副知事 それでは、ありがとうございます。本計画案について、お諮りをさせていただきたいと思います。本部会として、本計画案を承認させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(異議なし)

- 黒沼副知事 ありがとうございます。それではご異議なしとさせていただきます。原案のとおり、承認をさせていただきます。

本計画の取組の推進につきましては、皆様方の協力が不可欠でございます。ぜひ、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、これもちまして本日の議事を終了させていただきます。進行を事務局にお返しします。

- 早乙女食品医薬品安全担当部長 本日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。本計画につきましては、この後、文書関係等の手続を経まして、3月末頃に公表をする予定でございます。

それでは、これもちまして、本部会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午前 11時31分 閉会)